



熊本県公報

目次

告示			
指定介護療養型医療施設の指定	(高齢保健福祉課)	一	
熊本市都市計画公園事業認可	(都市計画課)	一	
"	"	一	
道路の区域変更	(道路維持課)	二	
道路の供用開始	"	二	
液化石油ガス認定販売事業者の認定	(防災消防課)	二	
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	三	
指定居宅サービス事業所の廃止	"	三	
公 告	"	三	
開発行為に関する工事の完了	(建築課)	三	
"	"	三	
特定非営利活動法人の定款の変更認証申請	(県民生活総室)	四	
"	"	四	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	"	四	
"	"	四	
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	五	
大規模小売店舗立地法の届出に対する市町村意見	"	五	
地域森林計画変更計画(案)の縦覧	(林政課)	六	
登載依頼	"	六	
「モア・タッチ計画」におけるソフトウェア借入れに係る一般競争入札の実施	(教育委員会)	六	

都市計画審議会の開催 (都市計画審議会) 七
 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (教育委員会) 八
 熊本県立美術館振興計画策定委員会の会議の開催 (熊本県立美術館振興計画策定委員会) 八

告 示

熊本県告示第八百六十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第三号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指 定 年 月 日
本渡市太田町二番地の一	医療法人 永輝会	平成十三年十一月一日
二ノ一天草病院		

熊本県告示第八百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 施行者の名称 熊本市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 熊本市都市計画公園事業
三・三・三十一号 池上中央公園
- 三 事業施行期間 平成十三年十一月十四日から平成十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 熊本県熊本市池上町地内
使用の部分 なし

熊本県告示第八百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業

の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画公園事業
九・六・一号 水前寺江津湖公園
- 三 事業施行期間 平成十三年十一月十四日から平成十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 熊本県熊本市水前寺公園地内
使用の部分 なし

熊本県告示第八百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十一月十四日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	
主要地方道路	人吉	球磨郡球磨村大字一勝地乙字線香山	一七二〇番五地先から	球磨郡球磨村大字一勝地乙字線香山	一七二〇番三六地先から	同所	同所
後	前	後	前	後	前	後	前
幅員	延長	幅員	延長	幅員	延長	幅員	延長
(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)
備考		緊道整					

主要地方道路		主要地方道路		主要地方道路		主要地方道路	
人吉	水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地乙字線香山	一七二〇番七地先から	球磨郡水上村大字江代字小淵	三二四九番四地先から	同所	同所
後	前	後	前	後	前	後	前
幅員	延長	幅員	延長	幅員	延長	幅員	延長
(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)
備考		緊道整					

熊本県告示第八百六十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十一月十四日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等		道路の種類、路線名及び供用開始する区間等		道路の種類、路線名及び供用開始する区間等	
一般国道	二六六号	天草郡大矢野町大字中字瀬の内	二五二五番一地先から	同所	同所
後	前	後	前	後	前
幅員	延長	幅員	延長	幅員	延長
(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)
備考		交安施			

二 供用開始する期日 平成十三年十一月十四日

熊本県告示第八百六十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十

九号)第三十五条の六第一項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、
同法第八十八条第二項第一号の規定により、公示する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所	認定年月日
株式会社ホームエネルギー南九州 代表取締役 茨木正勝	下益城郡城南町大字今吉野二二四六 番地一	平成十三年 十一月一日

熊本県告示第八百七十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により指定居宅サ
ービス事業所を次のとおり指定した。
平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】	事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
	訪問介護事業所あじさい 熊本市清水町麻生田千六百五十六 番地八	有限会社 介護サービ ス事業所あじさい	平成十三年十一月六日
	ライフケア 玉名市滑石二千三百五番地一	有限会社 ライフケア	平成十三年十一月六日
	特定非営利活動法人おとり・ケ アーネットワーク 玉名郡岱明町六十一二	特定非営利活動法人お とり・ケアーネット ワーク	平成十三年十一月六日
	指定訪問介護サービス事業所とど るき 宇土市栗崎町七百三十六番地	有限会社 ハートフル ハウス	平成十三年十一月六日

熊本県告示第八百七十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により指定居宅サ
ービス事業所の廃止の届出があつた。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問看護】	事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日
	訪問看護ステーションみつぐ苑 熊本市真町百三十五	医療法人 医誠会	平成十三年九月二十日
【訪問介護】	事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日
	訪問介護ステーション博寿園 熊本市三郎一丁目十二番三十号	医療法人社団 大浦会	平成十三年八月三十一日

公 告

熊本県公告第七百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、
同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市本井手字亀原一七三三番二一
四百八十九・四三平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市桜山町四丁目一四番五号六
谷口 満明

熊本県公告第七百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、
同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市下井手字三尾野一〇八番一及び同字外平一二三五番一

二千九百六十六・一六平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県久留米市大手町一番八号

開成不動産 日吉 勝幸

熊本県公告第七百六十八号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法平成十年法律第七号（第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 申請年月日

平成十三年十月十五日

二 名称

特定非営利活動法人正心会

代表者の氏名

川本盛二郎

四 主たる事務所の所在地

熊本県宇土郡不知火町大字松合七百五十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢化や過疎化が進む宇城地区内の住民に対して、要介護者には食事の提供や清掃の代行サービスを行ったり、独り暮らしの高齢者宅を訪れて話し相手になつたりして寂しさからくる不安の解消を図ったり、人手不足の農漁業者宅の繁忙期の子供を預かったり、乳児・幼児をもつ主婦らの子供を一時預かりなどして、高齢者や子供がいる女性等もそれぞれの経験を活かして活躍できるように事業を行つて、老若男女が社会活動に参加し易いような環境づくりをするとともに、人手が不足している事業所と、就業先がない人とお互いの利益を増進するような事業、将来の福祉の担い手である地域の若者も安心して地元に残ることができるようなまちづくり事業をも行つて、地域福祉に寄与することを目的とする。

熊本県公告第七百六十九号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法平成十年法律第七号（第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 申請年月日

平成十三年十月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人自立生活センターヒューマンネットワーク熊本

三 代表者の氏名

東 俊裕

四 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市大江六丁目十三番六号

五 定款に記載された目的

本会は、障害を持つて生きることは普通の事なのだという考えを基に、広範な障害を持つ人たちや高齢の方々が、地域の中で自分らしい生き方が出来るよう、自立支援や権利擁護などに関する事業を行い、障害を持つ当事者のこれまでの経験を生かして、高齢者や子どもたちなど全ての人々が共に安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とします。

熊本県公告第七百七十号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法平成十年法律第七号（第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 申請年月日

平成十三年十月三十日

二 名称

特定非営利活動法人スポーツ福祉くまもと

三 代表者の氏名

末次義久

四 主たる事務所の所在地

熊本市黒髪二丁目四十番地一号

熊本大学教育学部生涯スポーツ福祉課程 熊本大学スポーツ福祉方法学研究室

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者を含んだ地域住民すべてに対して、スポーツを通して福祉に関する諸事業を行い、地域住民の健康づくりとスポーツを中核とした地域づくりを寄与することを目的とする。

熊本県公告第七百七十一号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

一 申請年月日

平成十三年十月十二日

二 名称

特定非営利活動法人自立応援団

三 代表者の氏名

宮田 喜代志

四 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市内坪井町三番一号

五 定款に記載された目的

この法人は社会的弱者とされる高齢者、障害者、こどもの自立を支援する。そのことで、福祉の増進や、こどもの健全育成に寄与することを目的とする。

熊本県公告第七百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮谷 義子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

新外シヨッピングセンター

熊本市健軍町二七二六

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時

変更後 開店時刻午前十時 閉店時刻午後十一時（株一休本舗以外）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前十時から午後九時まで

変更後 午前十時から午後十一時まで

三 変更する年月日

平成十三年十一月八日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株 壽屋ほか三

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、五一一平方メートル

3 駐車場の収容台数

一五四台

4 駐車場の収容台数

三〇台

5 荷さばき施設の面積

一六〇平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

五 届出年月日

平成十三年十月三十日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十一月十四日から平成十四年三月十三日まで

熊本県公告第七七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により苓北町から意見書の提出があったので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
協同組合苓北ショッピングセンターシール
天草郡苓北町志岐二四六一
- 二 市町村意見の概要
特になし
- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室
平成十三年十一月十四日から平成十三年十二月十三日まで

熊本県公告第七七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び同法附則第三条第一項の規定により球磨川地域森林計画、緑川地域森林計画、白川・菊池川地域森林計画及び天草地域森林計画を変更したので、次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、意見のある者は、平成十三年十一月十四日から起算して三十日以内に、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成十三年十一月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 縦覧に供する書類
球磨川地域森林計画変更計画書（案）、緑川地域森林計画変更計画書（案）、白川・菊池川地域森林計画変更計画書（案）及び天草地域森林計画変更計画書（案）
- 二 縦覧期間
平成十三年十一月十四日から平成十三年十二月十三日まで
- 三 縦覧場所
熊本県林務水産部林政課並びに熊本県宇城地域振興局、熊本県玉名地域振興局、熊本県鹿本地域振興局、熊本県菊池地域振興局、熊本県阿蘇地域振興局、熊本県上益城地域振興局、熊本県八代地域振興局、熊本県芦北地域振興局、熊本県球磨地域振興局及び熊本県天草地域振興局

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十一月十四日

熊本県教育長 田 中 力 男

一 競争入札に付する事項

- 1 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ用ソフトウェア五百五十一台分
- 2 借入物品の規格及び品質等 入札説明書による。
- 3 納入期限 入札説明書による
- 4 納入場所 入札説明書による
- 5 入札方法
(一) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和三十一年熊本県告示第四百二十号）の規定を準用する。
- (三) 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

二 入札参加者の資格

平成十三年二月二十三日熊本県告示第四百十三号（平成十三年度物品の借入れに係る一般競争入札に参加するものに必要な資格等）により、入札参加資格を有すると認められた者であること。

三 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県教育庁義務教育課（熊本県庁行政棟本館十三階）
郵便番号 八六二一八六〇九 熊本水前寺六丁目十八番一号
電話番号 〇九六一三三三一 内線六六六一
- 2 入札説明書の交付
(一) 入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
(二) 交付期限は平成十三年十一月二十日とする。
- 3 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成十三年十一月二十九日 午後二時
- (二) 場所 熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁北側会議棟401
- 4 入札書の提出方法
- 三の3記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、三の1記載の場所に入札日の前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 四 入札に関する事務を担当する部局の名称
- 熊本県教育庁義務教育課教育振興班(熊本県庁行政棟本館十三階)
- 郵便番号 八六二一八六〇九 熊本市水前寺六丁目十八番一号
- 電話番号 〇九六一三八三一一一一 内線六六六一
- 五 その他
- 1 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札書に記載する金額の百分の五以上の入札保証金を三の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- (一) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (二) 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項の種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出し、その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (一) 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (二) 過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項の種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- 5 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- 6 最低制限価格
設定しない。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 その他詳細は、入札説明書による。
- 熊本県都市計画審議会公告第一号
第百十四回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。
平成十三年十一月十四日 熊本県都市計画審議会
- 一 開催日時
平成十三年十一月二十二日(木曜日)
午後一時三十分から
- 二 開催場所
熊本県熊本市東町四丁目十番一号
グラント肥後 朝日の間
- 三 議題
- 1 熊本都市計画下水道の変更(熊本北部流域下水道)
- 2 熊本都市計画道路路の変更(新町戸坂線)
- 3 植木都市計画道路路の変更(平尾向坂線外五路線)
- 4 熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の事業計画に対する意見書
- 5 都市計画区域マスタープラン基本方針の案に対する意見について
- 四 傍聴者の定員
二十人
- 五 傍聴手続

- 1 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合してください。
- 2 受付時間は、審議会開会の一時間前から十分前までとします。
- 3 傍聴を希望される方の総数が四の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定いたします。

4 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができます。

六 非公開の審議案件

三の議題中4の議題については、非公開の審議案件であり傍聴できません。

七 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部都市計画課計画調整係）

（電話〇九六―三八三―一一一 内線六一七八）

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年十一月十四日

熊本県教育委員会委員長 今村潤子

熊本県教育委員会規則第四号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十九年熊本県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十条の規定に基づき」を削る。

附 則

この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。

熊本県立美術館振興計画策定委員会公告第一号

熊本県立美術館振興計画策定委員会の会議を、次のとおり開催する。

平成十三年十一月十四日

熊本県立美術館振興計画策定委員会

座長代理 松尾隆樹

一 開催日時

平成十三年十一月三十日（金）

発行所 熊本県
平成十三年十一月十四日印刷
平成十三年十一月十四日発行

午後一時三十分から午後四時まで

二 開催場所

熊本県熊本市二の丸二番

熊本県立美術館本館 会議室

三 議題

1 振興計画原案について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市二の丸二番

熊本県立美術館振興計画策定委員会事務局（熊本県立美術館総務課）

（電話〇九六―三五二―二一一）

印刷所

熊本市国府四丁目一〇―一
株式会社 秀巧社
電話（代）〇九六―二八六―三三二番